

市議会第2回定例会

補正予算案等を提出

令和3年八幡市議会第2回定例会が6月11日に開かれ、市は令和3年度一般会計補正予算案など5議案と報告3件を提出しました。

補正予算案は令和3年度の一一般会計予算に1億4千750万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を294億4千250万円としました。

主な補正予算案は、低所得の子育て世帯を対象に児童1人につき5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費6千100万円、公園施設長寿命化や公園・遊園施設整備費案、八幡市手数料条例の一部を改正する条例案です。

人権学習計画作成に要する経費110万円などです。

条例案は、押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例案、八幡市税条例等の一部を改正する条例案、八幡市手数料条例の一部を改正する条例案です。

▽日時 7月15日(木)午前10時

▽場所 市役所分庁舎2階会議室A

▽傍聴方法 当日の午前9時40分～50分に会場入口にて受け付けします。

▽定員 5名(先着順)

※コロナ禍により、開催方法を変更する場合があります。

▽お問い合わせ 市民生活課(☎983-1014)

行財政改革検討懇談会を傍聴できます

令和元年度から令和3年度までを期間とする第7次行財政改革実施計画の進捗状況などについて、ご意見をいただく「行財政改革検討懇談会」を開催します。

懇談会では、令和2年度の取組結果について報告を行い、各委員からの意見をいただきます。委員からの主な意見は、今後の行財政改革の取り組みに反映させることとしています。

このほど、第5次八幡市総合計画第4次実施計画を策定しました。実施計画とは、総合計画に掲げる施策を実現するための具体的な取り組みをまとめたものです。

第5次八幡市総合計画第4次実施計画

このほど、第5次八幡市総合計画第4次実施計画を策定しました。実施計画とは、総合計画に掲げる施策を実現するための具体的な取り組みをまとめたものです。

計画書は市役所2階の閲覧コーナー、市ホームページでもご覧いただけます。

固政策推進課(☎983-1014)

議会質問

憲法論議

6月議会から本会議での一般質問を従来の一括して質問する方式とにも一問一答方式を加え、併用も可能とされました。

どのような質問方式でも質問で少し困るのは、憲法についてです。特に憲法第9条については、ともに議論すべきものと思うからです。

私は、原則国会で議論されるべきものとの前提(1)での解釈をとるかとは別として、共通の理解を確認するために、市議会での議論にもぜひ幅広く視点から議論する必要があります。具体的には、前文の「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と思ふ」との位置づけ、憲法第98条第2項との整合性(憲法と国際法遵守との関係)、そして日本国憲法および大日本帝国憲法ともに、平和時には一度も改正されていないことなどをどう考えるのかなどです。

さらには「憲法も法か」で有名な自然法論と法実証主義についても議論できれば、共通の理解がより深まるのではないかと思います。

第五回 徒然草エッセイ大賞 作品募集



第五回徒然草エッセイ大賞の実施にあたり、今年も全国から優れたエッセイ(随筆)作品を募集します。

◆テーマ「つながり」

人と、自然と、世界と、過去や未来と。様々な「つながり」の中に私たちは生きています。密なつながり、遠いつながり、意外なつながり、支えあうつながり、面倒なつながり、何かを生み出すつながり。あなたにとって「つながり」とは何ですか? 「つながり」についての印象的な体験やあなたの考えを紹介してください。

◆字数と賞

①一般の部 2000字以内(大賞(副賞20万円))

②中学生の部 1200字以内(大賞(副賞5万円))

賞(副賞1万円)

③小学生の部 800字以内(大賞(副賞5千円))

※①②とも大賞1編、優秀賞3編、佳作5編で各賞とも副賞あり。なお、②・③の副賞は図書カードです。

◆応募期間 7月1日(木)～10月14日(木) 必着

◆応募方法 作品とは別の用紙に作品タイトル、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、学校名と学年(小中高生の場合)、郵便番号、住所、電話番号、この賞を何で知ったか、Eメールアドレス(お持ちの場合)を明記し、必ず作品に添付して、次のいずれかの方法から応募してください。

●郵送 〒614-8501 市役所社会教育課 徒然草エッセイ大賞事務局

●Eメール yawata@tsurezure.co.jp

●専用ホームページの専用フォームから送信。(QRコードは7月1日から閲覧可)

※1人1作品に限りま

※応募資格など詳しくは専用ホームページで確認ください。

固社会教育課(☎983-5674)

雨水貯留施設(タンク)設置助成金について



雨水の流出抑制や庭木への散水、非常用の生活用水などへの有効活用を図るため、雨水を溜める施設(雨水タンク)を設置する人に助成金を交付します。

▽対象 市内の建物に、新たに雨水タンクを設置する建物所有者・占有者(所有者の同意を得た人に限る)

※過去の交付対象者についても、追加で設置する場合は申請可(1建築物につき2基以内)。

▽要件

①新たに設置される物であること(申請前に設置した場合は対象外)

②展示または売買(建築物と一体として売買する場合も含む)の用に供する物ではないこと

③タンクは1建築物につき2基以内で、1基あたり100リットル以上であること

▽助成金額 タンク本体と付属品(架台等)と購入に要する費用(送料含む)の4分の3相当額(税込で上限4万5千円(千円未満は切り捨て))

※設置工事費、その他諸費用は対象外です。

▽受付期間 7月1日(木)～令和4年1月31日(月) 午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日、12月29日～令和4年1月3日除く。

※予算額に達し次第終了。

▽受け付け 申請に関する説明後に必要書類を配付しますので、事前に下水道課窓口にお越しください。

固下水道課(☎983-5459)

市民委員を募集します

選考方法は書類選考で、結果は全員に通知します。また、提出いただいた応募書類は返却できません。なお、市が設置しているほかの審議会等の市民公募委員に委嘱されている人は対象外です。あらかじめご了承ください。

第3次八幡市地域福祉推進計画 策定委員会

社会福祉協議会と共同で、第3次八幡市地域福祉推進計画を策定するにあたり、地域福祉推進のための調査および検討・提言をいただきます。

▽対象 市内在住・在勤・在学者で満18歳以上満75歳未満の人

▽任期 委嘱日から令和5年3月末まで

※会議は平日昼間に合計10回程度開催を予定。

▽募集人数 1人

▽報酬 1回あたり6,600円

▽応募方法 応募用紙(福祉総務課に設置または市ホームページから入手可)に必要な事項を記入し、「地域社会を支える力について」をテーマとした800字以内の小論文を添えて、7月16日(金)までに郵送(〒614-8093 八幡三本橋59-9 市役所福祉総務課)または持参。※当日消印有効。

固福祉総務課(☎983-1334)

八幡市特別職報酬等審議会

市長、副市長、教育長等の給与額、市議会議員の議員報酬や政務活動費の審議について、意見や提言をいただきます。

▽対象 市内在住で満18歳以上満75歳未満の人

▽任期 委嘱日から令和4年3月(予定)まで

※会議は平日昼間に2時間程度の開催を予定。

▽募集人数 1人

▽報酬 1回あたり6,600円

▽応募方法 「市長等の給料や市議会議員の報酬について」をテーマとした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、7月16日(金)までに郵送(〒614-8501 市役所人事課(住所不要))。※当日消印有効。

固人事課(☎983-1792)

消防本部 ☎981-4119			
令和3年1月～5月累計()	内5月分	去年同期累計	
火災出動	3件	(0)	2件
火災以外の出動	133件	(18)	81件
救急出動	1,485件	(286)	1,466件
搬送人員	1,381人	(270)	1,388人